

別表第 2

1 (1)

平成 8 年 4 月 1 日から平成 1 6 年 3 月 3 1 日までの間の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。

区 分	調整月額	教職員の区分
第 1 号区分	7 9 , 2 0 0 円	指定職俸給表 9 号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 2 号区分	6 2 , 5 0 0 円	指定職俸給表 4 号俸から 8 号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 3 号区分	5 4 , 1 5 0 円	指定職俸給表 1 号俸から 3 号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第 4 号区分	5 0 , 0 0 0 円	行政職俸給表 (一) 1 1 級を受けていた者
		教育職俸給表 (一) 5 級を受けていた者で別に定める者
第 5 号区分	4 5 , 8 5 0 円	行政職俸給表 (一) 1 0 級を受けていた者
		教育職俸給表 (一) 5 級 (第 4 号区分の者を除く) を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表 (二) 4 級を受けていた者で別に定める者
第 6 号区分	4 1 , 7 0 0 円	行政職俸給表 (一) 9 級を受けていた者
		教育職俸給表 (一) 5 級 (第 4 号区分及び第 5 号区分の者を除く) を受けていた者
		教育職俸給表 (二) 4 級 (第 5 号区分の者を除く) を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表 (二) 8 級を受けていた者
		医療職俸給表 (三) 7 級を受けていた者
第 7 号区分	3 3 , 3 5 0 円	行政職俸給表 (一) 8 級を受けていた者
		教育職俸給表 (一) 4 級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表 (二) 4 級 (第 5 号区分及び第 6 号区分の者を除く) を受けていた者
		医療職俸給表 (二) 6 級又は 7 級を受けていた者
		医療職俸給表 (三) 6 級を受けていた者
第 8 号区分	2 5 , 0 0 0 円	行政職俸給表 (一) 7 級を受けていた者
		行政職俸給表 (二) 6 級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表 (一) 4 級 (第 7 号区分の者を除く) を受けていた者

		教育職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）５級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（三）５級を受けていた者
第９号区分	２０，８５０円	行政職俸給表（一）６級を受けていた者
		行政職俸給表（二）６級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（一）３級を受けていた者
		教育職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二）５級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（三）４級を受けていた者
第１０号区分	１６，７００円	行政職俸給表（一）４級又は５級を受けていた者
		行政職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者又は４級若しくは５級を受けていた者
		教育職俸給表（一）２級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）２級（第９号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級若しくは４級を受けていた者
		医療職俸給表（三）２級を受けていた者で別に定める者又は３級を受けていた者
第１１号区分	零	第１号区分から第１０号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

(2)

平成１６年４月１日から平成１８年３月３１日までの間の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。

区 分	調整月額	教職員の区分
第１号区分	７９，２００円	指定職俸給表９号俸以上の俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第２号区分	６２，５００円	指定職俸給表４号俸から８号俸までの俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第３号区分	５４，１５０円	指定職俸給表１号俸から３号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者

第4号区分	50,000円	一般職俸給表(一)11級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級を受けていた者で別に定める者
第5号区分	45,850円	一般職俸給表(一)10級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級(第4号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表(二)4級を受けていた者で別に定める者
第6号区分	41,700円	一般職俸給表(一)9級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級(第4号区分及び第5号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職俸給表(二)4級(第5号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表(一)8級を受けていた者
		医療職俸給表(二)7級を受けていた者
第7号区分	33,350円	一般職俸給表(一)8級を受けていた者
		教育職俸給表(一)4級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表(二)4級(第5号区分及び第6号区分の者を除く)を受けていた者
		医療職俸給表(一)6級又は7級を受けていた者
		医療職俸給表(二)6級を受けていた者
第8号区分	25,000円	一般職俸給表(一)7級を受けていた者
		一般職俸給表(二)6級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表(一)4級(第7号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職俸給表(二)3級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表(一)5級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表(二)5級を受けていた者
第9号区分	20,850円	一般職俸給表(一)6級を受けていた者
		一般職俸給表(二)6級(第8号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職俸給表(一)3級を受けていた者
		教育職俸給表(二)2級を受けていた者で別に定める者又は3級(第8号区分の者を除く)を受けていた者
		医療職俸給表(一)5級(第8号区分の者を除く)を受けていた者
		医療職俸給表(二)4級を受けていた者
第10号区分	16,700円	一般職俸給表(一)4級又は5級を受けていた者

		一般職俸給表(二)3級を受けていた者で別に定める者又は4級若しくは5級を受けていた者
		教育職俸給表(一)2級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表(二)2級(第9号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表(一)2級を受けていた者で別に定める者又は3級若しくは4級を受けていた者
		医療職俸給表(二)2級を受けていた者で別に定める者又は3級を受けていた者
第11号区分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

(3)

平成18年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。

区 分	調整月額	教職員の区分
第1号区分	79,200円	指定職俸給表9号俸以上の俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第2号区分	62,500円	指定職俸給表4号俸から8号俸までの俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第3号区分	54,150円	指定職俸給表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていた者
		一般職俸給表(一)10級を受けていた者
		教育職俸給表(一)6級を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第4号区分	50,000円	一般職俸給表(一)9級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級を受けていた者で別に定める者
第5号区分	45,850円	一般職俸給表(一)8級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級(第4号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表(二)4級を受けていた者で別に定める者
第6号区分	41,700円	一般職俸給表(一)7級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級(第4号区分及び第5号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職俸給表(二)4級(第5号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者

		医療職俸給表（一）８級を受けていた者
		医療職俸給表（二）７級を受けていた者
第７号区分	３３，３５０円	一般職俸給表（一）６級を受けていた者
		教育職俸給表（一）４級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）４級（第５号区分及び第６号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一）６級又は７級を受けていた者
		医療職俸給表（二）６級を受けていた者
第８号区分	２５，０００円	一般職俸給表（一）５級を受けていた者
		一般職俸給表（二）５級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（一）４級（第７号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一）５級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）５級を受けていた者
第９号区分	２０，８５０円	一般職俸給表（一）４級を受けていた者
		一般職俸給表（二）５級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（一）３級を受けていた者
		教育職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一）５級（第８号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二）４級を受けていた者
第１０号区分	１６，７００円	一般職俸給表（一）３級を受けていた者
		一般職俸給表（二）３級を受けていた者で別に定める者又は４級を受けていた者
		教育職俸給表（一）２級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）２級（第９号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一）２級を受けていた者で別に定める者又は３級若しくは４級を受けていた者
		医療職俸給表（二）２級を受けていた者で別に定める者又は３級を受けていた者
第１１号区分	零	第１号区分から第１０号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

２ 規則第３条の３に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定めるとおりとする。

- (1) 東京大学教職員育児・介護休業規程（平成16年規則第28号）による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）

退職した者が属していた別表第2に掲げる教職員の区分（以下「教職員の区分」という。）が同一である育児休業の期間にあっては、教職員の区分が同一である育児休業の期間ごとにそれぞれの最初の育児休業の期間から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある育児休業の期間、退職した者が属していた教職員の区分が同一である育児休業の期間がない育児休業期間にあっては当該育児休業期間

- (2) 就業規則第14条第1項第1号から第3号、同項第5号、東京大学教職員退職規程（平成16年規則第24号）第3条第1項（いずれも業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。）及び同規程第5条第1項の規定による退職の期間、東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年規則第23号）第2条の規定による研修出向、就業規則第39条第4号の規定による停職の期間、東京大学教員の就業に関する規程（平成16年規則第16号）第14条第1項の規定による休業の期間及び東京大学教職員育児・介護休業規程（平成16年規則第28号）による育児休業の期間（前号に規定する場合を除く。）（以下「退職月等」という。）

退職した者が属していた教職員の区分が同一である退職月等がある退職月等にあっては教職員の区分が同一である退職月等ごとにそれぞれの最初の退職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある退職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一である退職月等がない退職月等にあっては当該退職月等

- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、規則第3条の3の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号及び第3号に掲げる者を除く。）別表第2に掲げる区分第1号区分から第9号区分又は第11号区分に掲げる区分にあっては当該各号に定める額とし、第10号区分に掲げる教職員の区分にあっては零として、同条の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの又は規則第3条第1項第1号により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）にあっては前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職日俸給月額が、給与規則の指定職俸給表11号俸の額に相当する額を超える者にあっては、規則第3条の規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額

- 4 次の各号のいずれかに該当する者には、規則第3条の3及び前号の規定により計算した退職手当の調整額は、支給しない。

- (1) 規則第3条第1項第1号により退職する者でその勤続期間が9年以下の者

(2) その者の非違により退職したもので、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規則第39条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

5 退職した者が同一の月において2以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。